

議案第 3 1 号 平成 2 9 年度習志野市一般会計補正予算（第 1 号）

1 歳入歳出補正予算 補正前	5 7 2 億 6, 0 0 0 万円
補正額	1 億 6, 7 0 3 万 2 千円
補正後	5 7 4 億 2, 7 0 3 万 2 千円

- （歳出概要）
- ・ 市税過誤納還付金
 - ・ 戸籍・住民基本台帳等事務費
 - ・ 民間認可保育所施設整備事業
 - ・ 保育士処遇改善事業
 - ・ 第七中学校区こども園整備事業
 - ・ 環境政策課事務費
 - ・ 橋りょう対策事業
 - ・ 道路改良事業
 - ・ 要保護・準要保護児童援助費及び特別支援教育就学奨励費
 - ・ 要保護・準要保護生徒援助費及び特別支援教育就学奨励費

議案第 3 2 号 習志野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（マイナンバー法）に基づき、条例で定めることとされた事項を定めるものです。

1 個人番号の独自利用事務の拡大

個人番号（マイナンバー）の独自利用事務^{※1}として定めている「民間保育施設入所児童助成金の交付に関する事務」について、これまで市内に限定していた助成対象施設を一部の市外施設に拡大したことに伴い、独自利用事務の範囲を拡大します。

※1 マイナンバー法に規定されていない本市が行う社会保障等の事務

2 庁内における情報連携

独自利用事務及びマイナンバー法で規定される個人番号を利用する事務について、「特定個人情報」^{※2}の庁内における利用（情報連携）に係る規定を整備します。

※2 マイナンバーが含まれる個人情報

（施行期日）

公布の日から施行します。

議案第 33 号 習志野市都市公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

1 都市公園における運動施設の敷地面積に関する基準の新設

都市公園法施行令の一部改正により、これまで政令で定められていた運動施設の敷地面積割合に関する基準について、政令で定める基準を参酌して条例で定めることとされたことから、次のように定めるものです。

	基準（政令）	条例案
運動施設	100分の50	100分の50

2 都市公園における建築物の建築面積に関する基準の改正

大久保地区公共施設再生事業の実施に伴い、現在、都市公園法で定める基準を参酌して条例で定めている建築物の建築面積割合について、中央公園に限定して緩和するものです。

	基準（政令）	条例（改正前）	条例（改正後）	
公園施設	100分の2	100分の2	中央公園以外	100分の2
			中央公園	100分の7

3 谷津バラ園の使用料等の改正

適正な受益者負担等を確保する観点から、谷津バラ園の使用料を見直し、あわせて利用の促進を図るための改正をするものです。

(1) 使用料の改正

ア 小学生及び中学生を無料とします。

イ 使用料の区分を繁忙期及び閑散期を基準に現行の2区分から5区分に細分化し、次のように改正します。

旧区分	新区分	区分の内容		改正前	改正後	
1	1	5月1日から 6月30日まで	高校生以上65歳未満の者	370円	550円	
			65歳以上の者	180円	270円	
	2	7月1日から 8月31日まで	高校生以上65歳未満の者	370円	270円	
			65歳以上の者	180円	130円	
	3	9月1日から 9月30日まで	高校生以上65歳未満の者	370円	130円	
			65歳以上の者	180円	60円	
	2	4	10月1日から 11月15日まで	高校生以上65歳未満の者	370円	550円
			65歳以上の者	180円	270円	
5		11月16日から 11月30日まで	高校生以上65歳未満の者	180円	550円	
			65歳以上の者	90円	270円	
5	12月1日から 翌年4月30日まで	高校生以上65歳未満の者	180円	130円		
		65歳以上の者	90円	60円		

(2) 開園時間及び開園日の改正

ア 開園時間を次のように拡大します。

	改正前	改正後
5月1日から 6月30日まで	午前9時から 午後6時まで	午前8時から 午後6時まで
10月1日から 11月30日まで	午前9時から 午後4時30分まで	午前8時から 午後5時まで
12月1日から 翌年4月30日まで	午前9時から 午後4時30分まで	午前9時から 午後5時まで
上記以外の期間	午前9時から午後5時まで（改正なし）	

イ 月曜日の開園日を次のように拡大します。

改正前	改正後
5月1日から6月30日まで 10月1日から <u>11月15日</u> まで	5月1日から6月30日まで 10月1日から <u>11月30日</u> まで

(施行期日)

1及び2については、公布の日から施行します。

3については、平成30年4月1日から施行します。

議案第34号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を教育委員会の委員として任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、同意を求めるものです。

住 所 船橋市東船橋
氏 名 古本 敬明（ふるもと たかあき）
任 期 3年5か月※（再任）

※ 法改正の経過規定に基づき、各委員の任期満了の期日が、特定の年に偏ることのないように配慮したものです。

議案第 35 号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて ～第 50 号
--

次の者を農業委員会の委員として任命することについて、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、同意を求めるものです。

議案番号	住 所	氏 名	任期
第 35 号	習志野市実籾	い飯 のう まさ み己	3 年
第 36 号	習志野市実籾	い飯 のう りょう良	3 年
第 37 号	大網白里市南横川	い伊 とう かず ひこ彦	3 年
第 38 号	習志野市津田沼	うえ 植 くさ まもる守	3 年
第 39 号	習志野市秋津	え江 ぐち あけ み美	3 年
第 40 号	習志野市大久保	お小 がわ たか お雄	3 年
第 41 号	習志野市谷津	おり 織 ど じゅん や也	3 年
第 42 号	習志野市屋敷	かつら 葛 ぎ よし かづ一	3 年
第 43 号	習志野市津田沼	しお 塩 だ 田 しゅん いち一	3 年
第 44 号	習志野市藤崎	たく 田 久保 ゆき お夫	3 年
第 45 号	習志野市屋敷	なか の 野 まさ ひろ博	3 年
第 46 号	習志野市鷺沼	ひろ 廣 せ 瀬 ひろし博	3 年
第 47 号	習志野市谷津	みよ 三 代川 かず ひこ彦	3 年
第 48 号	習志野市谷津	みよ 三 代川 ひこ ひろ博	3 年
第 49 号	習志野市鷺沼	むら やま しげ お男	3 年
第 50 号	習志野市実籾	わた なべ ゆき え枝	3 年

議案第 5 1 号 工事請負契約の締結について（（仮称）大久保こども園増築棟
建設工事（建築工事））

次のとおり契約を締結するものです。

- 1 契約の目的 （仮称）大久保こども園増築棟建設工事（建築工事）
- 2 契約の方法 制限付き一般競争入札
- 3 契約金額 5億524万5,600円
- 4 契約の相手方 船橋市西船四丁目14番12号
木村建設工業株式会社
代表取締役 木村本治
- 5 工事場所 習志野市泉町三丁目2番1号
- 6 工事期間 契約日の翌日から平成31年1月31日まで
- 7 工事概要 (1) 構造 鉄骨造
(2) 階数 地上2階建
(3) 基礎 べた基礎
(4) 敷地面積 6,033㎡
(5) 建築面積 1,223.53㎡
(6) 延床面積 1,743.89㎡
(7) 建物高さ 9.315m
- 8 工事内容 建築工事
直接仮設工事・土工事・地業工事・コンクリート工事・型
枠工事・鉄筋工事・鉄骨工事・既成コンクリート工事・防水
工事・石工事・屋根及びとい工事・金属工事・左官工事・建
具工事・塗装工事・内外装工事・ユニット工事・外構工事・
その他の工事

議案第 5 2 号 工事請負契約の締結について（谷津出張所移転建替工事（建築工事））

次のとおり契約を締結するものです。

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 谷津出張所移転建替工事（建築工事） |
| 2 | 契約の方法 | 制限付き一般競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 2億4,659万6,400円 |
| 4 | 契約の相手方 | 山武郡横芝光町栗山3195番地の1
古谷建設株式会社
代表取締役 古 谷 務 |
| 5 | 工事場所 | 習志野市奏の杜二丁目13番 |
| 6 | 工事期間 | 契約日の翌日から平成30年11月30日まで |
| 7 | 工事概要 | (1) 構造 建物 RC造(外階段・ホースリフター S造)
(2) 階数 地上2階建
(3) 主要用途 消防出張所
(4) 建築面積 382.88㎡(うち4.07㎡は、オイルタンク(別途電気設備工事))
(5) 延床面積 672.16㎡(同上) |
| 8 | 工事内容 | (1) 建築工事
直接仮設工事・土工事・地業工事・鉄筋工事・コンクリート工事・型枠工事・鉄骨工事・防水工事・石工事・タイル工事・木工事・金属工事・左官工事・建具工事・塗装工事・内外装工事・ユニット工事・その他の工事
(2) 外構工事
舗装工事・困障工事・植栽工事・その他の工事 |

議案第 53 号 千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

千葉県市町村総合事務組合において、県内市町村の「軽自動車税の賦課徴収に関する申告書の受付に関する事務」を共同で行うため、共同処理する事務の変更及び規約の一部改正を行うものです。

この変更及び改正については、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により関係地方公共団体との協議が必要であり、同法第 290 条の規定により提案するものです。

(施行期日)

平成 30 年 4 月 1 日から施行します。